

北広島市電話通話録音について（当日配布版）

第 1 趣旨

- 1 業務の公正かつ適正な執行の確保
- 2 不当要求行為等の防止及び排除
- 3 通話における事実確認

第 2 法的問題

1 同意がない状態での録音行為の適法性

一般的に会話を録音する行為は、一方当事者が他当事者に会話の処分を委ねたものと解釈でき、双方の録音しない旨の合意が特にない限り、当該録音は違法とならず、本件録音についても違法とならない。（川守田市顧問弁護士）

2 北広島市個人情報保護条例との関係（北広島市情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

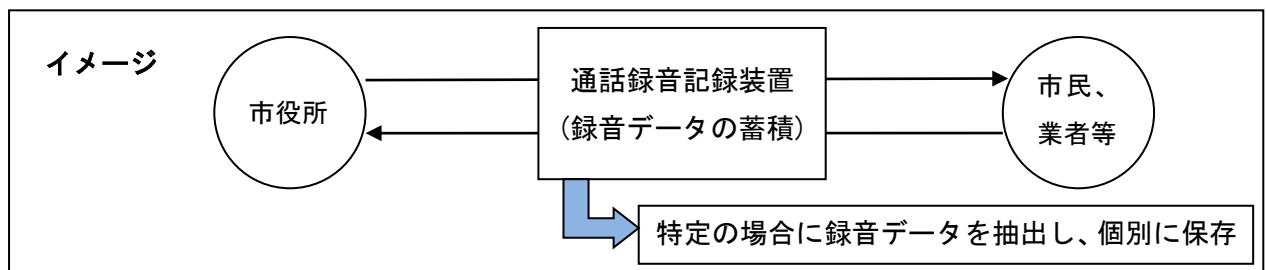
通話を一律に録音し、利用することが、北広島市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 7 条の収集の制限並びに条例第 8 条の利用及び提供の制限に服する場合がありますと想定される。

このため、条例第 7 条第 2 項第 8 号の「北広島市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するため相当の理由があると実施機関が認めるとき」、同条第 3 項の「審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であると実施機関が認めるとき」及び条例第 8 条第 6 号の「審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき」として、収集、利用等を条例上認めたいことから、本件について北広島市情報公開・個人情報保護審査会に諮問する。

第 3 方法

総務課に設置している通話録音記録装置を利用し、市役所と外部の通話を一律に録音する。録音データは、録音時から約 3、4 年で古いものから順に自動的に消去される。

不当要求、ハラスメント等と考えられるものについては、それらの被害を受けた部署の所属長（ハラスメントの場合にあっては、職員課長）から総務課長への報告により認知したのち、総務課において該当する録音データを抽出し、個別に原則 5 年間の保存を行う。



第 4 今後の予定

日程	内容
令和 3 年 12 月	北広島市情報公開・個人情報保護審査会への諮問
令和 3 年 12 月以降	北広島市情報公開・個人情報保護審査会の審査・答申
令和 3 年度中	答申の内容を考慮した形での要綱修正・制定及び市長決裁
令和 4 年 4 月 1 日	要綱施行及びホームページによる告知